

- これらの者が理由あって受審する場合は、主治医の承認を得るものとする
 - (イ) 発熱のある者（個人差があるが、一般的には 37.5 度以上ある者をいう）
 - (ウ) 咳・咽頭痛など風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者
 - (エ) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - (オ) 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
2. 受審者は、面マスク及びいわゆる家庭用マスクを持参する。
 - (ア) 実技審査時には面マスク、それ以外（実技審査までの待機中、合格発表までの待機中等）は家庭用マスクの着用を前提としている。実技審査時以外でも面マスクを着用する予定の受審者は、面マスクのみの持参で可。
 - 3 受審者の飛沫防止用シールドの着用については、感染防止のため着用を推奨する。シールド未着用であっても審査には影響はない。

【入場にあたって】

- 1 受審者は、自宅と審査会場との往復の際にはマスクを着用し感染予防に努める。
- 2 審査会場内での密集を避けるため、可能な限り自宅又は車内であらかじめ着替えを行った上、入場する。
- 3 主催者は、受審者が施設に入場する際、入場受付を行い、入場口を広くしたり多数の係員を配置したりするなど、行列が密にならないよう配慮する。
 - (ア) 行列が密になる場合に備え、入口外に 2メートル毎に目印のテープを貼る。
 - (イ) 行列を整理するために、係員を適正に配置する。
- 4 受審者の入場受付が密集した場合、会場入口前で入場制限を行う。